

## サーキュラーエコノミー型ビジネスモデル構築支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 県の交付するサーキュラーエコノミー型ビジネスモデル構築支援事業補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び補助金等の名称等の告示(昭和47年栃木県告示第354号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「連携体」とは、補助事業者及び大企業、中小企業、自治体等で構成される者をいう。
- (2) 「代表事業者」とは、県内に事業所を有する中小企業であって、代表となって事業に取り組む補助事業者をいう。
- (3) 「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいう。

### (目的)

第3条 本県ではサーキュラーエコノミーへの移行を推進しており、県内の中小企業を含む複数の企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出を通じ、資源の循環利用と県内産業の成長を実現することを目的とする。

### (対象者)

第4条 この補助金の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。ただし、別表1に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 連携体のうち、代表事業者
- (2) その他、知事が必要と認める要件を満たす者

### (対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 県内のサーキュラーエコノミー型ビジネスの創出に係る事業であって、連携体が新規に取り組むリーディングモデルとなる先進的な事業であること。
- (2) 補助事業の完了後3年以内に県内で事業化することを目指す事業であること。
- (3) その他、知事が必要と認める要件を満たす事業であること。

### (対象経費)

第6条 補助金の対象経費は、別表2に定める経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

### (補助金の内容)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の2以内の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、補助金の額の上限は1件当たり750万円とする。

### (交付の申請)

第8条 規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
サーキュラーエコノミー型ビジネスモデル構築支援事業補助金交付申請書	様式第1	①補助事業計画書 ②技術指導受入計画書（該当する場合のみ） ③栃木県内の事業所等に係る事業税の納税証明書 ④直近の決算書（2期分） ⑤商業登記簿謄本（提出日より3ヶ月以内） ⑥その他知事が必要と認める書類	様式第2 様式第3	1部	知事が別に定める期日

2 前記の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第9条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、すみやかに通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定に当たっては、あらかじめ別に定める審査委員会から審査結果の報告を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項による適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

（採択の基準）

第10条 補助事業は、以下の各号に掲げる採択基準の観点から総合的に評価し、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 県内のサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出に係る事業であって、リーディングモデルとなる先進的な事業であるか。
- (2) 事業における課題及び解決方法が明確か。
- (3) 補助事業者等の経済成長につながる事業か。
- (4) 期間内に計画が完了する見込みがあるか。（技術的能力を有しているか、体制が整っているか、行程に無理がないか等）
- (5) 事業化までのスケジュールは妥当か。
- (6) 県内の資源循環及び循環経済の移行（横展開）に資する事業か。

(7) カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブにも資する事業か。

(補助の条件)

第 11 条 規則第 6 条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ様式第 4 による申請書を知事に提出し、承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ様式第 5 による申請書を知事に提出し、承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 6 による報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 12 条 前条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更とは、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合であり、次のいずれかに定める場合をいう。

- (1) 補助事業に要する経費の 20 パーセント以内の変更となる事業の内容の変更をする場合
- (2) 別表 2 の補助対象経費の各区分の各科目区分の相互間において、いずれか低い額の 20 パーセント以内の経費の配分を変更する場合

(状況報告)

第 13 条 規則第 11 条の規定による状況報告は、知事が定める期日の時点における補助事業の遂行状況について、様式第 7 による報告書を翌月 15 日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 規則第 13 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
サーキュラーエコノミー型ビジネスモデル構築支援事業補助金実績報告書	様式第 8	①事業実績書 ②収支決算書 ③収支明細書 ④その他知事が必要と認める書類	様式第 9 様式第 10 様式第 11	1 部	知事が別に定める期日

(額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定により補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び検査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第 16 条 規則第 18 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
サーキュラーエコノミー型ビジネスモデル構築支援事業補助金交付請求書	様式第 12	①交付決定通知書の写 ②交付確定通知書の写 ③その他知事が必要と認める書類	1 部	知事が別に定める期日

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 代表事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付決定の取消等)

第 18 条 知事は、代表事業者が補助金の交付決定の内容やこれに付した条件、その他この要綱に違反したとき又はこの要綱等に基づく指示に従わないときは、補助金の交付決定を取消することができるものとする。なお、これは補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(帳簿の備付等)

第 19 条 代表事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 20 条 代表事業者は、補助金により取得した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

2 代表事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

3 代表事業者は、補助金により取得した財産のうち取得した価格又は効用の増加した価格が 10 万円以上の財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保に供し又は廃棄しようとする場合においては、様式第 13 により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過している場合は、この限りでない。

4 前項の規定による申請があった場合は、知事は内容を精査し、当該財産の処分により収入があった場合は、その収入の全部または一部を納付させることができる。

なお、代表事業者は、知事から交付を受けた補助金の全部又は一部の納付を請求された場合は、請

求に応じなければならない。

(事業化状況の報告)

第 21 条 代表事業者は、補助事業の実施結果を踏まえ、当該事業の事業化に努めるものとし、当該補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 3 年間、毎会計年度終了後 15 日以内に、当該補助事業に係る過去 1 年間の成果活用の状況について、様式第 14 による報告書を知事に提出しなければならない。

(知的財産権の届出等)

第 22 条 代表事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下、「知的財産権」という。）を補助事業年度の終了後 3 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第 15 による届出書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（事業者名、補助事業テーマ名、補助金額等）を公開することができるものとするとともに、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、その内容を代表事業者に発表させることができるものとする。

(その他)

第 23 条 本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和 11（2029）年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 1

<p>(1) 暴力団（栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 条）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は役員等が暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である</p> <p>(2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている</p> <p>(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している</p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している</p> <p>(5) 国税及び地方税を滞納している</p>
--

別表 2

区分	科目	内容
材料費	原材料費	補助事業の実施に直接使用し消費される原材料、消耗品の購入に要する経費
労務費	人件費	補助事業に直接関与する者の直接作業時間に対して支払う経費
事業経費	委託費	補助事業の実施に必要な設計、製造、分析、検査、調査等について、外部の事業者等に委託等する場合に要する経費
	技術指導費	補助事業を行うにあたって、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費
	賃借料	補助事業に必要な機械装置・工具・器具・備品・構築物等の賃借（リース）等に要する経費
	運搬費	連携体内で試作品等を運搬するための経費
	販路開拓費	開発した製品・サービス等の販路開拓に要する経費
	機械装置・工具 器具	補助事業に必要な機械装置・工具・器具・備品等の購入、製造、改良、据付けに要する経費
	構築物	補助事業に必要な構築物の購入、建造、改良に要する経費
	ソフトウェア	補助事業に必要なソフトウェアの購入に要する経費
	産業財産権	開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費、特許・実用新案等を他の事業者から譲渡、実施許諾を受けた場合の経費
その他経費	上記以外で、知事が特に必要と認める経費	